京都市告示第 392 号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成25年1月4日

京都市長 門 川 大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する 障害区分
垣尾 匡史	(社)京都保健会 京都民医連中央病院 (社)京都保健会 京都民医連太子道診 療所	内科, 循環器内科	心臓,腎臓,呼吸器	肢体,ぼ・ 直,小腸, 肝臓
金光 宣旭	医療法人ほほえみ会 かねみつ内科クリニ ック	内科,消化器 内科(内視 鏡),糖尿 病·脂質代謝 内科	肢体 ,心臓 , 腎臓 , 呼吸 器 , ぼ・直 , 小腸	肝臓
阪口 晃一	京都府立医科大学 附属病院	内分泌·乳腺 外科,外科	肢体	心臓 ,腎臓 , 呼吸器

(身体障害者リハビリテーションセンター)